

労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触する日と

禁止業務についての通知

当社において、派遣労働者の受け入れを予定しているところですが、当該派遣業務について「派遣受入期間の制限を受ける業務」であるため、労働者派遣法第26条第4項に基づく「派遣受入期間に抵触することとなる最初の日」（以下、「抵触日」という）を、下記のとおり通知します。また、禁止業務に該当しない業務である事についても通知します。

記

- 1 派遣労働者の予定派遣先事業所名  
(派遣先事業所名)

\_\_\_\_\_

- 2 派遣労働者の行う予定業務内容

\_\_\_\_\_

上記業務内容について 港湾運送業務・建設業務・警備業務・病院、診療所等における  
医療関連業務 は該当しません。

- 3 事業所抵触日

平成 年 月 日

- 4 予定派遣先組織名 及び 役職名称

(派遣先組織名)

(役職名称)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_